総会資料５

弘前市医師会看護専門学校同窓会会則（案）

第１章　総　則

第１条　本会は、弘前市医師会看護専門学校同窓会と称し、事務局を学校内に置く。

第２条　本会の会員は、正会員、特別会員をもって構成する。

2. 正会員は､弘前市医師会看護専門学校並びに弘前市医師会付属看護学院卒業生であること。
3. 特別会員は、学校長、副学校長、学務主任、教務主任、専任教員（退職者含む）、専任事務とする。

第３条　本会は、会員相互の親睦と資質の向上を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第４条　本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

(1) 入学式の後援
(2) 卒業式の後援
(3) 式典用盛花の補助
(4) その他目的達成に必要な事業

第２章　役　員

第５条　本会に次の役員を置く。

(1) 会　長　　１名
(2) 副会長　　２名
(3) 書　記　　２名　（事務局担当とする）
(4) 会　計　　２名　（事務局担当とする）
(5) 会計監事　　２名
(6) 連絡委員　　各卒業クラスより２名以上

第６条　役員の選出は、総会の場で公選し、その任務は次の通りとする。

2. 会長は、本会を代表して会務を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長の事故ある時はその任務を代行する。
4. 書記は、本会の庶務を掌ると共に、役員会･その他の議事を記録し、保管する。
5. 会計は、本会の会計を掌る。
6. 会計監事は、収支帳簿を監査し、その結果を総会の場で報告する。
7. 連絡委員は､各卒業クラスで選出し、同級生への連絡と移動の把握につとめる。
8. 連絡委員は、会員の移動を掌握した場合速やかに事務局へ報告する。
9. 役員の任期は３年とし､欠員が生じた時は会長が役員会の承認を得て会員の中から選出する。但し任期は前任者の残任期間とする。

第３章　機　関

第７条　本会には顧問を置き、運営その他の相談役とする。

2. 顧問は、医師会長、学校長及び副学校長とする。

第８条　本会には総会並びに役員会をおく。

2. 総会は３年に１回会長がこれを招集する。但し必要に応じて臨時に招集することが出来る。
3. 連絡委員は必要に応じて会長がこれを招集する。

第４章　　会　　議

第９条　定期総会において、次の事項を決議する。

(1) 庶務及び会計報告
(2) 事業計画
(3) 提案事項
(4) 役員選出
(5) その他

2. 臨時総会は、役員の３分の１以上が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。
3. 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
4. 総会の評決は多数決とし、同数の場合は議長に一任する。**但し、災害などで総会が安全に開催できないと役員会において決定した場合は、決議事項を学校のホームページに掲載し、役員会でこれを処理する。**

第 10 条　役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長の任にあたる。

2. 役員会は、会計監事・連絡委員を除く役員と、特別会員のうち学校長、副学校長、教務主任、副教務主任で組織する。
3. 重要案件は総会に提出する。但し緊急を要する場合は役員会においてこれを処理する。
4. 役員会は、会務の報告として必要事項を印刷し、会員に配布する。

第５章　　会　　費

第 11 条　本会の維持運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収益をもってこれにあたる。

第 12 条　正会員は、終身会費として 5,000 円を卒業時に納入する。

第 13 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。

附　則

１．本会の規約変更は総会の承認を得て施行する。

２．本会則は、平成２１年１月２１日より施行する。

３．本会の名称は、平成２２年４月１日より弘前市医師会看護専門学校同窓会に変更する。ただし、本会則には旧弘前市医師会付属看護学院同窓会も含めるものとする。

４．会則第４章第９条２.「臨時総会は、会長及び役員または役員の３分の１以上が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。」から改正。（平成２６年６月２１日付）

５．会則第２条３項の特別会員として「専任事務」を加えるものとする。（平成２９年６月３日付）

６．会則第９条の４項に、総会が安全に開催できないと判断した場合の決議方法を追加する。（令和２年９月１日付）